

👉 自家発電ゼミナール ⑩

建築基準法における防災用の自家発電設備（その2）

Q1 建築設備の予備電源として設置される自家発電設備の設置場所等について、建築基準法令では具体的な基準が定められていますか。

A1 建築基準法令では自家発電設備の設置場所等については、具体的な基準は定められていませんが、消防法令で定める非常電源も兼ねて設置される場合が多いことから、消防法令の規定が準用されています。

なお、「建築設備設計・施工上の運用指針2003年版」（国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議編集）では、設置場所等を原則次のとおりとしています。

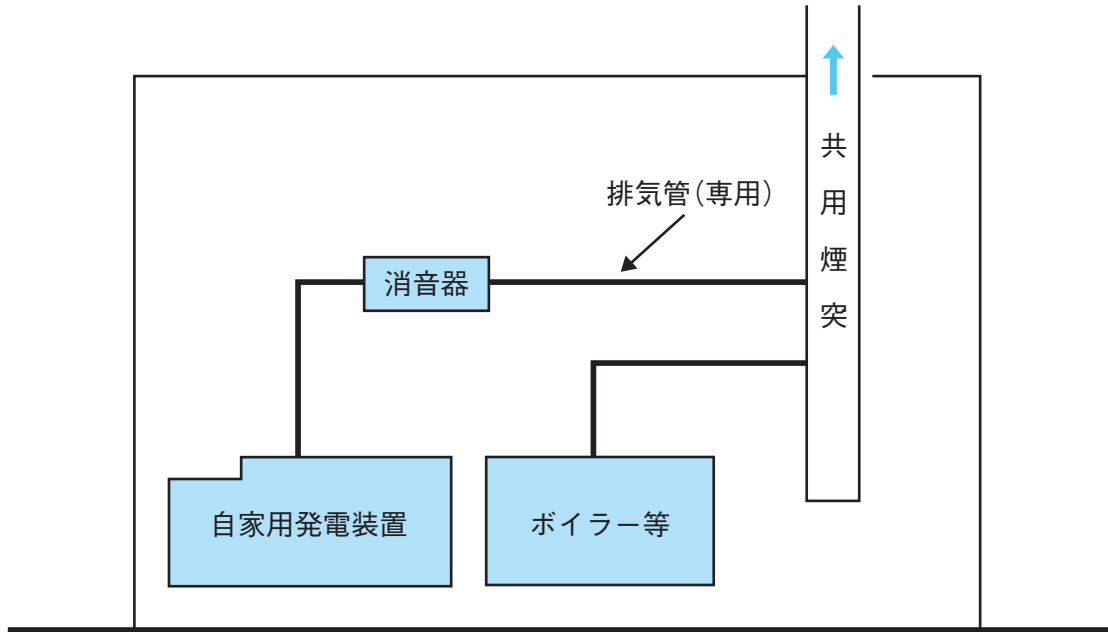
- (1) 装置を屋内に設置する場合は、耐火構造若しくは準耐火構造の壁、床で区画された専用室内とする。
- (2) 装置の正常な機能を阻害する場所には設置しないこと。
- (3) 装置が正常に機能するための機器相互の保有距離、操作又は保守のための必要な保有距離を確保すること。
 - 1) 操作部（前面） 1.0m以上
 - 2) 点検を行う面 0.6m以上
- (4) 装置を設置する室には燃焼に必要な空気量を供給する等のため、外気に通じる有効な換気設備を設けること。

給排気ダクトを設け、換気を行う場合は専用とし、次のとおりとすること。

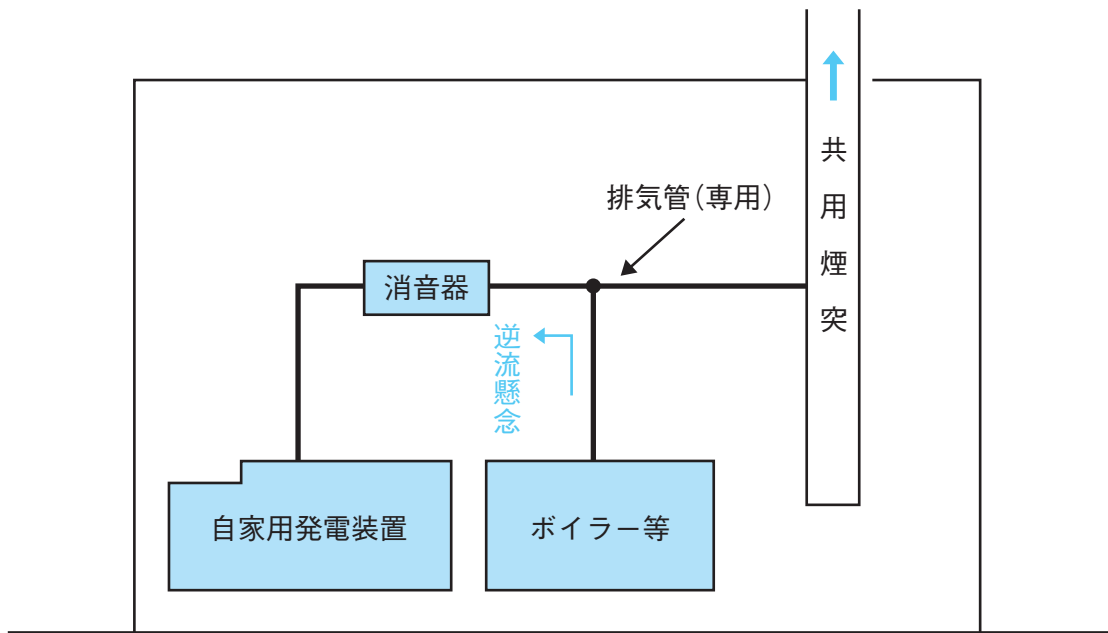
 - 1) 防火区画を貫通しない経路とすること。
 - 2) 防火区画を貫通する場合は、耐火措置をしたダクトを用い、防火ダンパーを設置しない等の対策を行うこと。
- (5) 内燃機関の排気管は専用とし、直接屋外に開放するか又は煙突に接続すること。共用煙突に接続する場合は、他の設備の排煙の逆流に留意すること。（図1）
建築基準法施行令第112条第9項（6ページの※1）の規定に該当する一般排気塔等には接続しないこと。

排気管の断熱については、同施行令第115条第1項第三号（6ページの※2）の規定を準用するものとする。
- (6) 装置のための換気設備、当該室の照明器具への電源は、自家用発電装置に係わる電源に切り替わっても使用できること。
- (7) 同施行令第129条の2の4（7ページの※3）の規定による耐震措置を行うこと。
- (8) 燃料等の危険物の取り扱いについては、所轄消防機関と打ち合せすること。

図1 共用煙突に接続する場合



(a) 可



(b) 否

※ 「建築設備設計・施工上の運用指針2003年版」による。

※1：(防火区画) 建築基準法施行令第112条第9項

9 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の住戸の部分（住戸の階数が2以上であるものに限る。）、吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）については、当該部分（当該部分が第1項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料又は準不燃財力で造ったものであってその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分）とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の号のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りではない。

- 一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなっている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの
- 二 階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは供同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

※2：(建築物に設ける煙突) 建築基準法施行令第115条第1項第三号

三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から15cm以上離して設けること。ただし、厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りではない。

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその

他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

※3：(建築設備の構造強度) 建築基準法施行令第129条の2の4

法第20条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあっては、第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合も含む。）、第129条の6第一号並びに第129条の8第1項の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあっては、第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。
- 二 建築物の設ける昇降機以外の建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。
- 三 法第20条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにおいては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。